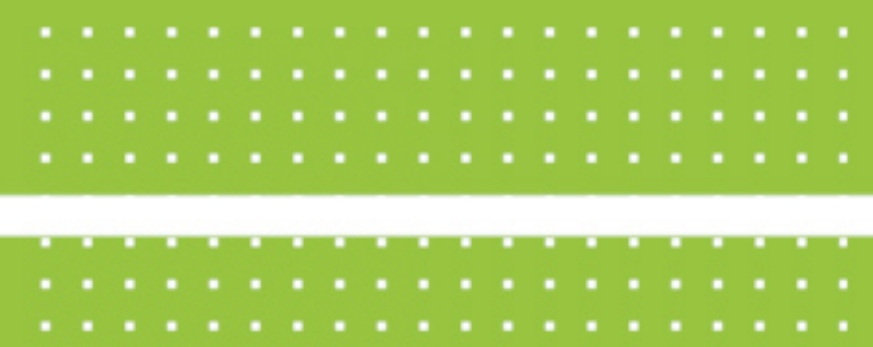


エンジニア税制 ツッコミ質問

税額の軽減対策





エンジェル税制について 教えてください

個人投資家が、設立5年未満、または10年未満の企業に投資を行うと、エンジェル税制による所得税の負担軽減が受けられます。



エンジェル税制について 教えてください

エンジェル税制の優遇措置として、優遇措置 A、優遇措置 B、プレシード・シード特例の 3 種類があり、優遇措置 A の場合は、投資額から 2,000 円を差し引いた金額を総所得金額から控除でき、優遇措置 B とプレシード・シード特例では、対象企業への投資額全額をその年の他の株式譲渡益から控除できます。